

# 業務指示書

## アフリカ地域ナカラ回廊総合開発（ザンビア・マラウイ）にかかる情報収集・確認調査

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとしします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2016年12月14日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第二課 真野 修平 Mano.Shuheiji@jica.go.jp

質問に対する回答：2016年12月19日 までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 競争上の条件

#### 1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

#### 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

#### 2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」（平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

#### 3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉順位決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉順位決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

#### 1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」  
(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

## 2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

## 3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

以下の者については、競争への参加を認めません。

## 2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

認めません。

認めます。

認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

## 3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

( ) 業務主任者(総括)については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

#### 4 外国籍人材の活用

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの

・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

#### 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

##### 1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：地域及び回廊開発における各種調査業務

##### 2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

##### 【業務主任者（総括／地域総合開発計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：地域総合開発計画
- 2) 対象国又は同類似地域：アフリカ地域 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

##### 【業務従事者1】

業務従事者は想定していません。

## 【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

### 第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

#### 1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

#### 2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2016年12月26日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）
- (3) 提出先・場所：

・郵送の場合

〒102-8012

東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル  
独立行政法人国際協力機構 調達部

・持参の場合

二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）

- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写4部  
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）
- 注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

#### 3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

### 第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
- ( ) 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃(エコノミークラス)又は正規割引運賃(ビジネスクラス)ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。

なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費(航空賃)
- (2) 旅費(その他:戦争特約保険料)
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) その他(以下に記載の経費)

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(ZMW1 = 11.4533 円, MWK1 = 0.1570 円, US\$1 = 112.305 円, EUR1 = 119.249 円)

## 第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

- ( ) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
  - ( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。
  - ( ) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期:

~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: JICA本部(麹町)

会議室

(3) 実施方法:

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- ( ) 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年7月）」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/地域総合開発計画

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

5.00 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご注意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年7月）」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2016年7月)」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

## 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2017年1月16日(月)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

## 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

### (1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

### (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点\*

⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ

## 第10 その他

### 1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

### 2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

### 3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

### 4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

### 5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

### 6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

#### (1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達 >コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

#### (2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))



(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理 (調達管理を含む。) コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

(以下、各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理 (調達補助を含む。) コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文 (E/N) に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン (2016年10月)」に示されている様式5 (日本法人確認調書) をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者 (JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。) 及びその親会社/子会社等は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理 (調達補助を含む。) 以外の役務及び財の調達から排除されます。

- ( ) 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。
- ( ) 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び材の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご注意ください。

以上

プロポーザル評価表

アフリカ地域ナカラ回廊総合開発（ザンビア・マラウイ）にかかる情報収集・確認調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	14.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(60.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/地域総合開発計画	(60.00)	(24.00)
ア) 類似業務の経験	24.00	10.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	6.00	2.00
ウ) 語学力	9.00	4.00
エ) 業務主任者等としての経験	12.00	5.00
オ) その他学位、資格等	9.00	3.00
②副業務主任者	( - )	(24.00)
カ) 類似業務の経験	-	10.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	2.00
ク) 語学力	-	4.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	5.00
コ) その他学位、資格等	-	3.00
③体制、プレゼンテーション	( )	(12.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	12.00
(2) 業務従事者の経験・能力:	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(3) 業務従事者の経験・能力:	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力:	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力:	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00 ]	



## 第2 業務の目的・内容に関する事項

### 1. 業務の背景

ザンビアの首都ルサカからマラウイを経由し、モザンビーク北部のナカラ港までつながる「ナカラ回廊」は南部アフリカ地域の重要な経済回廊であり、我が国のアフリカ開発協力における重点回廊の一つに位置付けられている。これまで、JICAによってナカラ回廊に関連する様々な支援が行われているが、主にモザンビーク北部を中心としており、ザンビア及びマラウイ部分ではほぼ実績がない。また、現状においては、ザンビア、マラウイ側の交通量は必ずしも多くなく、国際回廊としてのポテンシャルを十分に生かしているとは言い難い状況にある。

内陸国であるザンビア及びマラウイにおいては、輸出入のほとんどは陸路を経由して行われており、国際回廊の整備・活用はナカラ港を経由した国際市場へのアクセスおよびザンビア、マラウイ、モザンビークを中心とした域内経済の活性化という観点からも国家経済にとって最重要課題の一つとなっている。ザンビア政府は第6次国家開発計画において、経済の多様化とそのためのインフラ整備を国家の最重要課題と位置付けており、ナカラ回廊開発に関しても省庁横断的なワーキンググループを形成している。マラウイ政府も第二次マラウイ成長・開発戦略において運輸インフラを重点課題の一つとし、2015年に策定された国家運輸政策においても国際回廊のインフラと管理運営の整備促進を優先分野としている。

我が国も対ザンビア支援においては「鉱業への過度の依存から脱却した裾野の広い持続的経済成長の促進」を、マラウイにおいては、「農業・鉱業などの産業育成のための基盤整備」を基本方針としており、ナカラ回廊開発による産業の活性化と経済基盤の整備・強化は両国の方針に合致しているものの、現状では道路等のインフラ整備については一定の情報があるものの、産業新興等のハード及びソフト面の整備を含む総合的な見地からの回廊開発の現状とポテンシャルについては十分な情報を有していない。そこで、本調査においてはナカラ回廊にかかるザンビア及びマラウイの現状について、特に開発ポテンシャルや案件形成可能性といった観点から情報収集を行う。

### 2. 業務の概要

#### (1) 業務の目的

ザンビア・マラウイにかかるナカラ回廊地域（ルサカ～チパタ/ムチンジ～リロングウェ～チポンデ）の総合開発に関連する事業のレビューと調査対象地域の現状、及び産業開発とそれに資する物流網にフォーカスを当てた課題・ニーズ・開発ポテンシャルの情報整理及び分析を行った上で、同地域総合開発の戦略について検討し、我が国による可能な協力を提言する。また、回廊開発にかかる地域機関（東南部アフリカ市場共同体：COMESA、南部アフリカ開発共同体：SADC、アフリカ開発のための新パートナーシップ：NEPAD）の役割と、それらとJICAとの可能な協力を確認・分析することも目的とする。

#### (2) 対象地域

ザンビア・マラウイにかかるナカラ回廊地域

【ザンビア】ルサカ～チパタ（ルサカ州、東部州）

【マラウイ】ムチンジ～リロングウェ～チポンデ（ムチンジ県、デッサ県、ンチエウ県、バラカ県、マンゴチ県、マチンガ県）

### （3）相手国関係機関

#### 【ザンビア】

Ministry of Works and Supply（公共事業省）

Ministry of Transport and Communication（運輸通信省）

Ministry of Agriculture（農業省）

Ministry of Commerce, Trade and Industry（通商貿易産業省）

Ministry of Mines（鉱山省）

Ministry of National Planning and Development（国家計画開発省）

等

#### 【マラウイ】

Ministry of Transport and Public Works（運輸・公共事業省）

Ministry of Agriculture, Irrigation and Water Development（農業・灌漑・水開発省）

Ministry of Industry, Trade and Tourism（産業・貿易・観光省）

Ministry of Finance, Economic Planning and Development（財務・経済計画・開発省）

Ministry of Local Government and Rural Development（地方自治・農村開発省）

Ministry of Natural Resources, Energy and Mining（天然資源・エネルギー・鉱業省）

等

#### 【地域機関】

COMESA、SADC、NEPAD 等

## 3. 業務の範囲

本業務は、「2.（1）業務の目的」を達成するために「4. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「5. 業務の内容」に示す事項の業務を実施し、「6. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

## 4. 実施方針及び留意事項

### （1）基本方針

本業務では、回廊型開発をコンセプトとした地域総合開発の戦略について検討し、今後の同地域における可能な協力に関して、重点セクターを特定し提言を行うことを基本方針とする。特に、ナカラ回廊開発において、本調査対象地域はモザンビーク部分と比較して未着手の部分が多い一方で、中国やサウジアラビア等振興国ドナーの動きが活発化していることから、それらを含む他のアクター（先方政府、他ドナー、地域機関、本邦企業を含む民間企業、政府公社等）による計画や事業に関する情報収集と分析を綿密に行い、今後の協力の方針を導き出すこととする。同回廊開発のニーズ課題を明確にするとともに、具体的 JICA の協力候補案件を、優先順位や開発シナリオと共に提示する。本業務においては、我が国の過去の協力やモザンビーク側も含めた中長期の協力量針や協力シナリオも踏まえ、ナカラ回廊開発協力の有効性やインパクトを先方政府や他ドナー、地域機関に説明できるように情報収

集と分析を行う。なお、協力の方針を導き出すにあたり、開発効果発現となる前提条件や外部条件等は明確にするよう留意すること。

可能性のある JICA 協力案件には、初期的な検討結果として以下のような案があるが、これに拘ることなく、協力候補案件を提言すること。

- ナカラ回廊開発マスタープラン策定支援（マラウイ、ザンビア部分）
- COMESA、SADC、NEPAD との連携による投資・貿易促進（専門家派遣等によるワンストップ・ボーダーポスト（OSBP）化促進、本邦企業を含む海外企業による FDI の促進）
- ナカラ回廊開発に資する産業人材育成
- 本邦企業と連携した農業開発、農産（加工）品輸出振興
- 橋梁・道路・鉄道維持管理能力向上にかかる支援
- 橋梁・道路・鉄道開発
- その他、以上の協力案件に係る無償資金協力案件

なお、アフリカ地域における過去の類似調査として、「南部アフリカ成長ベルト広域協力プログラム準備調査（2010 年）」、「南部アフリカ地域経済回廊インフラ開発支援に係る情報収集・確認調査（2013 年）」、「マラウイ成長産業予測に係る情報収集・確認調査（2013 年）」等が実施されている。しかしながら、「南部アフリカ成長ベルト広域協力プログラム準備調査」及び「南部アフリカ地域経済回廊インフラ開発支援に係る情報収集・確認調査」では、南部アフリカ地域の開発シナリオを俯瞰的な視点から検討し、JICA による支援の実現性・有効性が高いと考えられる複数の重点回廊（ナカラ回廊を含む）を導き出して大まかなセクターレベルの開発プログラムを提案するまでに留まっており、現地踏査や聞き取り調査を伴うナカラ回廊の具体的な案件レベルの情報収集・検討は十分に行われていない。また、「マラウイ成長産業予測に係る情報収集・確認調査」では、ナカラ回廊開発（インフラ）は 2017 年に完了すると仮定、すなわち外生要因化した上でマラウイ全体の視点から各産業のポテンシャルを分析しており、同じくナカラ回廊に焦点を絞った情報収集・検討が行われていない。

上記の既往調査でも大まかな分析がなされているが、本業務においては、既往調査を最大限活用し必要な情報更新を行いながら、モザンビーク側の開発状況も踏まえてザンビア・マラウイ政府の開発計画における同回廊開発とその位置づけに重点を置き分析を行う。

## （2）ナカラ回廊開発の位置づけ

同対象地域は、ナカラ回廊の他にも南北回廊、タザラ回廊、ムトワラ回廊、ベイラ回廊、セナ回廊、ロビット回廊等とも関連する。ザンビア・マラウイ政府ともに、ナカラ回廊は重要回廊のひとつという認識である。

ザンビア政府としては、第 6 次国家開発計画に基づく中期財政支出計画(Medium Term Expenditure Framework 2015-2017)において、内陸国であるザンビアが国際競争力を高める上での交通網整備として、5 回廊（南北回廊、ダルエスサラーム回廊、ナカラ回廊、ロビット回廊、ウォルビスベイ回廊）整備を挙げている。現状、ダーバ

ン港の利便性等から、南北回廊が最重要視されているが、ナカラ回廊はその代替輸送路としても重要視されている他、東部の農業開発、及び農産品の付加価値化のポテンシャルも、同回廊開発の中心的な役割を担うことが期待されている。他ドナーの動向として、AfDB はザンビアにおいては南北回廊とナカラ回廊の開発に注力しており、ナカラ回廊のザンビア部分については、EU と協調融資による道路開発や、ザンビア・マラウイ間国境に位置するムチンジにおける OSBP 等を実施中である。

マラウイ政府としては、現在作成中の国家運輸交通計画（National Transport Master Plan）において、物流が最も多く、マラウイの中心を南北に貫く南北回廊開発を最重視している。しかしながら、一つの回廊に注力するのではなく、代替輸送路としてナカラ回廊、セナ回廊も重視している。特に、モアティゼ炭鉱（モザンビーク国テテ州）からマラウイ南部を横断しナカラ港までの鉄道線路（総延長 912 km）敷設が 2015 年に完了し、ナカラ回廊の鉄道輸送からの経済インパクトへの期待が高まっている。他ドナーの動向として、AfDB はマラウイでもナカラ回廊と南北回廊の開発に注力し、実施中の道路整備に加えて既存鉄道（ムチンジ - ンカヤ間）整備に係る融資等を検討中である。世銀は南北回廊の活性化を目的として北部の道路改修やモザンビークとの国境 3 か所での OSBP を実施している。

### （3）民間企業への情報共有

本業務においては、民間企業の将来的なザンビア・マラウイ進出及び投資の促進のための基礎的情報の共有のため、先方政府（ザンビア、マラウイ、モザンビーク）、及び本邦企業を含む民間企業向けに、本調査で収集した情報を共有するセミナーを実施する。民間企業については、本邦企業に限らず、調査対象地域の海外直接投資の促進につなげる観点から、実現性のある範囲で広く招待すること。なお、調査の中ではインフラ等の資金協力のみならず、制度面での投資環境改善等の協力候補案件も見据え、ソフト面での開発ボトルネックも十分に探り、政策案や個別具体的な事業の提言、または同提言につながる情報収集・分析を行うこととする。

### （4）開発対象となる輸出産品及び物流網

ザンビア・マラウイは内陸国であり、ナカラ港からの輸出を想定すると、輸送コストの観点からモザンビークと比較して不利となることから、輸出産品としてモザンビークの商品との差別化について留意する。輸出産品として特に農作物が想定されるが、自然条件や民間企業の投資動向等を踏まえた比較優位性等、輸出産品の開発ポテンシャルを分析し、ナカラ回廊活用の有効性を分析すること。また分析に際しては、各国の関税及び地域機関が目指す自由貿易等の動き、通関能力等も踏まえること。

### （5）他の開発パートナーとの情報共有及び資金連携に関する情報収集

ザンビア・マラウイにかかる同回廊開発について、すべての事業を JICA の協力により実施することは困難であるため、先方政府及び他の開発パートナーとの協働が必要である。また、そのためには本調査結果の先方政府及び国家計画への反映も重要であることから、関心のあるドナーや地域開発銀行にも早期の段階で調査内容を共有し議論することが必要である。本業務においては、JICA と相談しながら、他の



開発パートナーとの意見交換の機会を積極的に設けることとする。については少なくとも1度、他の開発パートナーへの本調査結果の共有及びそれに係る意見交換のためのセミナーを開催する。また他の開発パートナーや地域機関が有するスキーム、基金等と我が国のソフト・ハード両面との協力候補案件を探ることを目的とし、情報収集を行う。

#### (6) ナカラ回廊開発が及ぼす影響

マラウイはモザンビーク・ザンビアと比べて経済規模が小さいことから、ナカラ回廊開発による影響として、とりわけ域内貿易に係る障壁が低くなることは、市場競争力が相対的に低いと考えられるマラウイの産業に対して負の影響を及ぼす可能性がある。本業務の中では同側面についても情報収集・分析を行う。

### 5. 業務の内容

業務内容は以下を想定している。コンサルタントは国内作業及び現地作業について、効果的かつ効率的な作業方法、作業工程をプロポーザルにて提案すること。

#### (1) 事前準備（国内作業）及びインセプションレポートの説明・協議

- 1) 既存の関連資料・情報、データの収集、整理、分析
- 2) 調査の基本方針・内容・方法及びスケジュールを検討
- 3) 現地で収集の必要がある資料・情報、データのリストアップ
- 4) 上記の結果のとりまとめ・インセプションレポートの作成
- 5) ザンビア・マラウイ政府機関に対するインセプションレポートの説明・協議・基本的了解の取得

#### (2) 現地調査

現地調査において、先方政府、地域機関、他ドナー及び民間関係者へのヒアリング等で以下を含む項目を調査する。

- 1) 回廊開発に関する完了・実施中・実施予定事業等のレビュー
  - ① JICAによる関連事業の成果・教訓（インフラ、農業、給水、中小企業振興、人材育成、及びそれらに関する過去の調査等）
  - ② 先方政府による国家及びセクター計画の概要・進捗及び関連事業の成果・教訓
  - ③ 他ドナー、団体等による関連事業の成果・教訓
  - ④ 本邦企業を含む民間企業、政府公社等による関連事業の成果・教訓
- 2) 調査対象地域の現状及び課題・ニーズ、開発ポテンシャルにかかる情報整理と分析
  - ① ナカラ回廊開発の妥当性等の検証  
対象地域における統計データや地図情報等の基礎情報収集・分析  
国家開発計画における位置づけや優先順位についての確認

計画の具体化（予算措置状況など）の状況についての確認、計画に係る責任省庁や予算配分状況についての確認

ナカラ回廊地域内での貿易動向を調査し、関税など貿易障壁になっている事項の抽出

世界銀行、アフリカ開発銀行、EU など主要ドナーの援助方針・動向についての確認

② 運輸インフラの整備状況調査

マスタープラン、予算配分状況、他ドナーの協力動向の確認

道路・鉄道・橋梁等運輸交通（物流）・地方都市インフラの整備状況の確認

③ 農業・アグリビジネス計画

自然条件調査（気候、土壌、植生など）、作付データの収集

加工品を含めた農業特産品の有無とその流通状況（モザビ含む）の確認

アグリビジネス企業情報の収集、チェーンストアからの情報収集、灌漑開発計画の確認

上記データを踏まえ、農産品の生産・加工・流通及び販売体制、地域内で比較優位が期待できる作物及び加工品の抽出、より大きな収量・収入が期待できる営農計画（裏作、作物転換等）、普及体制（人員、予算）の策定

④ インパクト分析

上記セクター以外の主要産業状況の調査・民間セクター動向（民間企業の事業概況とビジネス展開、投資環境、資金調達手段等）の分析を踏まえた、各重点セクターのインパクトに係る分析

3) 地域機関との連携可能性にかかる情報整理と分析

① ザンビア・マラウイ・モザンビークをはじめとした南部アフリカにおける産業・物流網開発に関連する地域機関の情報収集・整理（機関の役割、各国・地域における関わり、資金連携等）

② 同地域機関と連携した産業・物流網開発及び投資促進の可能性の検討・分析

(3) インタリム・レポートの作成

以上の現地調査を踏まえて、インタリム・レポートとして取りまとめ、JICA に提出しフィードバックを得る。またこのインタリム・レポートにおいて、ナカラ回廊開発において JICA による協力候補案件の提案に努める。

(4) 回廊開発のニーズ課題の明確化、及び重点セクターを中心とした JICA による協力候補案件の提言

現地調査結果に基づき、ザンビア・マラウイにかかるナカラ回廊開発のニーズ課題を明確にするとともに、具体的 JICA の協力候補案件を、優先順位や開発シナリオと共に提示する。提示の際には地域の社会経済状況、国家/地域開発計画上の同回廊の位置づけを考慮し、産業開発計画とソフト・ハードインフラ整備計画を十分に考慮する。本業務では、中国やサウジアラビア等新興国ドナーの動きが活発化してい

ることから、それらを含む他のアクター（先方政府、他ドナー、地域機関、本邦企業を含む民間企業、政府公社等）による計画や事業に関する情報収集と分析を綿密に行い、今後の協力の方針を導き出す。なお、協力の方針を導き出すにあたり、開発効果発現となる前提条件や外部条件等は明確にするよう留意する。

#### (5) ドラフト・ファイナルレポートの作成

以上の調査成果をドラフト・ファイナルレポートとして取りまとめ、JICAに提出しフィードバックを得る。その後、先方政府に説明し協議を行う。

#### (6) 先方政府及び開発パートナー向けセミナーの開催

先方政府（ザンビア、マラウイ、モザンビーク）及び関心のあるドナーや地域機関を対象とし、調査成果の周知及び意見交換を目的としたセミナー（1日間）を開催する。参加者は、調査において先方政府と協議の上決定するが、現時点では、先方政府からは2.（3）で示した各機関から2名ずつ程度、各ドナー・地域機関からは1名ずつ程度、すなわち計40名程度を想定する。開催国はザンビア（ルサカ）とすることを考えているが、先方政府と協議の上、別の開催国への変更も可能とする。以上に基づき、会場費及び各国からの参加者の渡航、宿泊費、日当に係る費用について見積もりに含める。なお、これら旅費についてはJICAの外国旅費規程に基づくものとする。また、セミナーの開催に際し、JICAとよく調整の上、内容を最終化する。

#### (7) 民間企業向けセミナーの開催

本邦企業を含む民間企業を対象とし、調査成果の周知・活用が図られるよう、セミナー（1日間）を開催する。参加者は、調査において先方政府と協議の上決定するが、現時点では、在南アの民間企業から計40名程度を想定する。開催国は、企業の出席の利便性を考慮し南ア（ヨハネスブルグ）とすることを考えているが、先方政府と協議の上、別の開催国への変更も可能とする。以上を踏まえ、会場費について見積もりに含める。また、セミナーの開催に際し、JETRO等他機関との連携も含めてJICAとよく調整の上、内容を最終化する。

#### (8) ファイナルレポートの作成

ドラフト・ファイナルレポートに対するJICA、先方政府及びその他関連機関のコメントを受けて、ファイナルレポートを作成し、JICAに提出する。

## 6. 成果品等

### (1) 調査報告書

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、ファイナルレポートとする。各報告書の先方政府・機関への説明、協議に際しては、事前にJICAに説明の上、その内容について了承を得るものとする。

#### 1) インセプション・レポート

記載事項：業務の基本方針、調査方法、作業工程、要員計画、既存調査のレ

ビュー結果等

提出時期：2017年3月（調査開始後1ヶ月以内）

部数：英文20部（簡易製本）和文20部（簡易製本）

## 2) インテリム・レポート

記載事項：調査・検討の中間報告（重点セクターの特定と重点セクターを中心とした今後の調査方針の提示を含む）

提出時期：2017年5月（調査開始後3カ月後を目途）

部数：英文20部、和文20部（簡易製本）

## 3) ドラフト・ファイナルレポート

記載事項：調査・検討の取りまとめ結果

提出時期：2017年8月（調査開始6ヶ月後を目途）

部数：英文40部、和文10部（簡易製本）

## 4) ファイナルレポート

記載事項：ドラフト・ファイナルレポートに対するコメントに対応して必要な加除修正を行ったもの

提出時期：2017年10月（調査開始8か月後を目途）

部数：英文40部、和文10部（製本）、CD-R6セット

## (2) 報告書作成にかかる留意事項

### 1) 報告書の仕様

インセプションレポート、インテリム・レポート、ドラフト・ファイナルレポートは原則として簡易製本とし、ファイナルレポートは製本とする。報告書類の印刷、電子化(CD-ROM)については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2014年11月）」を参照すること。

### 2) 報告書の形式・説明

- ① 各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。また、報告書全体を通じて固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。
- ② 必要に応じ、図や表を活用すること。また、英文の報告書等についてはネイティブチェックを行い、読みやすいものとする。報告書等で使用するデータ及び情報については、その出典を明記すること。
- ③ 各報告書には、業務実施時に用いた通貨換算率とその適応年月日及び略語表を目次の次の項に記載すること。

報告書が主報告書と資料編の分冊形式になる場合は、主報告書とデータの根拠（資料編の項目）との照合が容易に行えるように工夫すること。

## (3) 主要な報告書以外の提出物

### 1) 議事録等

カウンターパート機関との調整会議、各報告書説明・協議にかかる議事録を策定し、JICAに速やかに提出する。

2) 業務計画書

記載事項：共通仕様書の規定に基づく

提出時期：契約締結後 10 日以内

部数：和文 10 部（簡易製本）

3) コンサルタント業務従事月報

JICA の規定により、調査業務日誌を添付した月例の業務報告を翌月 10 日までに提出する。

(4) 収集資料

本業務を通じて収集した資料及びデータは項目毎に整理し、可能な限り電子データにて収録し、JICA 様式による収集資料リストを添付のうえ、JICA に提出する。

(5) デジタル画像集

本業務を通じて記録した写真をデジタル画像集として収録内容し、提出する。内容については、本調査業務対象の全体像が把握できるよう、①対象サイトの現状が明確に把握できるもの（調査対象サイト、既存施設及び周辺の状態、地形等）、②類似案件の状況（先方政府、他ドナー等の実施した案件、過去に我が国が実施した案件等）、③現地の生活状況又はボトルネックの現状等を収め、案件実施前後の状況と比較できるようにするとともに、簡単なキャプションをつける。なお、提出にあたっては「デジタル画像記録表」を作成し、画像集に添付する。写真の著作権については JICA に帰属するものとし、広報用素材として JICA の各種媒体への活用が想定している。

提出時期：ファイナルレポート提出時

部数：CD-R 1 枚（デジタル画像 50 枚程度／jpeg ファイル形式）

### 第3 業務実施上の条件

#### 1. 業務工程計画

2017年2月より業務を開始し、2017年8月を目途にドラフト・ファイナルレポート、2017年10月を目途にファイナルレポートを作成・提出する。

#### 2. 業務量目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途：20.0M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

本業務には、下記に示す各分野の担当事項を担当する団員が参加することを想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、現地のリソースの活用を含めてより適切な団員配置、担当分野があれば、上記業務量の目途で示された M/M を上限に、その理由とともにプロポーザルにて提案すること。また、評価対象業務従事者について、本指示書に記載された格付目安を超える格付提案をコンサルタントが行うことも可とするが、その場合にはその理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。要員計画の構成分野（案）を以下に示す。

- A) 総括／地域総合開発計画（3号）
- B) 運輸交通・物流
- C) 農業・アグリビジネス計画
- D) インパクト分析／業務調整

#### 3. 相手国の便宜供与

特になし。

#### 4. 参考資料

(1) 配布資料

特になし。

(2) 閲覧資料

案件形成時の JICA による調査資料は、JICA アフリカ部アフリカ第三課（e-mail: [6rta3@jica.go.jp](mailto:6rta3@jica.go.jp), tel: 03-5226-8215）において閲覧可能。

(3) 公開資料

- ① 南部アフリカ成長ベルト広域協カプログラム準備調査ファイナルレポート  
(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000252472.html>)
- ② 南部アフリカ地域経済回廊インフラ開発支援に係る情報収集・確認調査ファイナルレポート（和文要約）  
([http://open\\_jicareport.jica.go.jp/700/700/700\\_500\\_12119913.html](http://open_jicareport.jica.go.jp/700/700/700_500_12119913.html))
- ③ マラウイ成長産業予測に係る情報収集・確認調査最終報告書

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000012778.html>

## 5. 機材の調達

本調査においては資機材の購入は想定していない。

## 6. その他の留意事項

### (1) 安全管理

現地調査期間中は安全管理に十分留意すること。当地の治安状況については、JICA ザンビア事務所、マラウイ事務所事務所において十分な情報収集を行うと共に、現地調査時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこと。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意すること。

現地業務に先立ち、外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。

### (2) JICA 事務所への報告

本業務は複数国を対象とするため、現地調査時には JICA ザンビア事務所、マラウイ事務所にそれぞれ報告を行うこと。

### (3) 複数年度契約

本業務については、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

### (4) 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上

